

「滋賀県流域治水基本方針」(案) に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成 23 年 3 月 9 日から平成 23 年 4 月 8 日までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「滋賀県流域治水基本方針」(案) について意見・情報の募集を行った結果、1 名から 1 件の意見が提出されました。

この意見につきまして、滋賀県の考え方を示します。

2 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

第四章 流域治水の進め方

1. 洪水を安全に「ながす」対策

(3) 整備水準を超える洪水対策

1 件

(内容は以下のとおり)

頁	意見・情報の概要	意見・情報に対する考え方
22	今年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」で言われているが、「想定外」を想定しての洪水対策を具体的に示すべきと考える。	<p>「地先の安全度」の外力につきましては、2 年、10 年、30 年、50 年、100 年、淀川本川の施設整備の計画規模である 200 年、それ以上の超過洪水である 500 年、1000 年につきましても評価・検討しています。</p> <p>「地先の安全度」に基づき、効果が認められる場合には、水害防備林や霞堤等の整備・保全や、堤防が決壊した場合に危険度の高い河川での堤防強化などの対策を検討・実施していきます。</p> <p>また、「ながす」対策と併せて、「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に推進します。</p>